

令和6年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会 (子ども・福祉部) 所管事項説明資料

	頁
1 組織について	1
2 予算について	5
3 子ども・福祉部の所管事項について	9
(1) 地域福祉の推進	10
(2) 障がい者福祉の推進	18
(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	22
(4) 幼児教育・保育の充実	30
(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	33
(6) 結婚・妊娠・出産の支援	36

《別冊》
事務事業概要

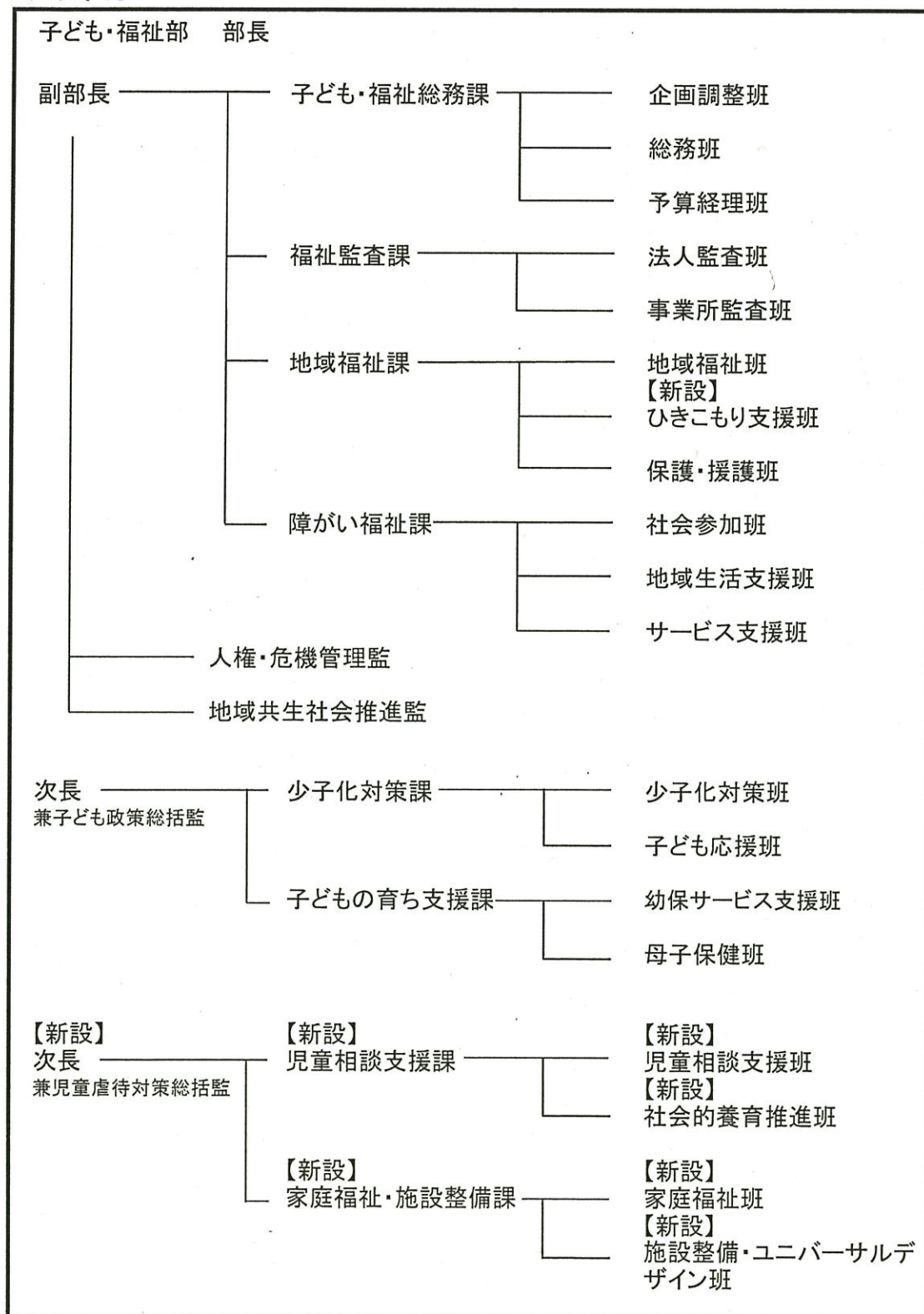
令和6年5月22日
子ども・福祉部

1 組織について

子ども・子育て支援の取組と生活保護など社会的扶助の取組を進めるとともに、障がいを抱える人のライフステージに応じた切れ目のない支援を実施しています。

今年度は、児童虐待対応の強化を図るため、児童虐待対策の司令塔を担う職を新たに設置するとともに、児童相談センターの業務を本庁に一元化したほか、児童相談および虐待対策や、ひとり親家庭への支援および北勢児童相談所等の施設整備等に的確に対応するため、課の再編を行いました。また、大規模児童相談所に副所長を設置したほか、子ども心身発達医療センターにおける効果的な業務の執行に向けた見直しを行いました。

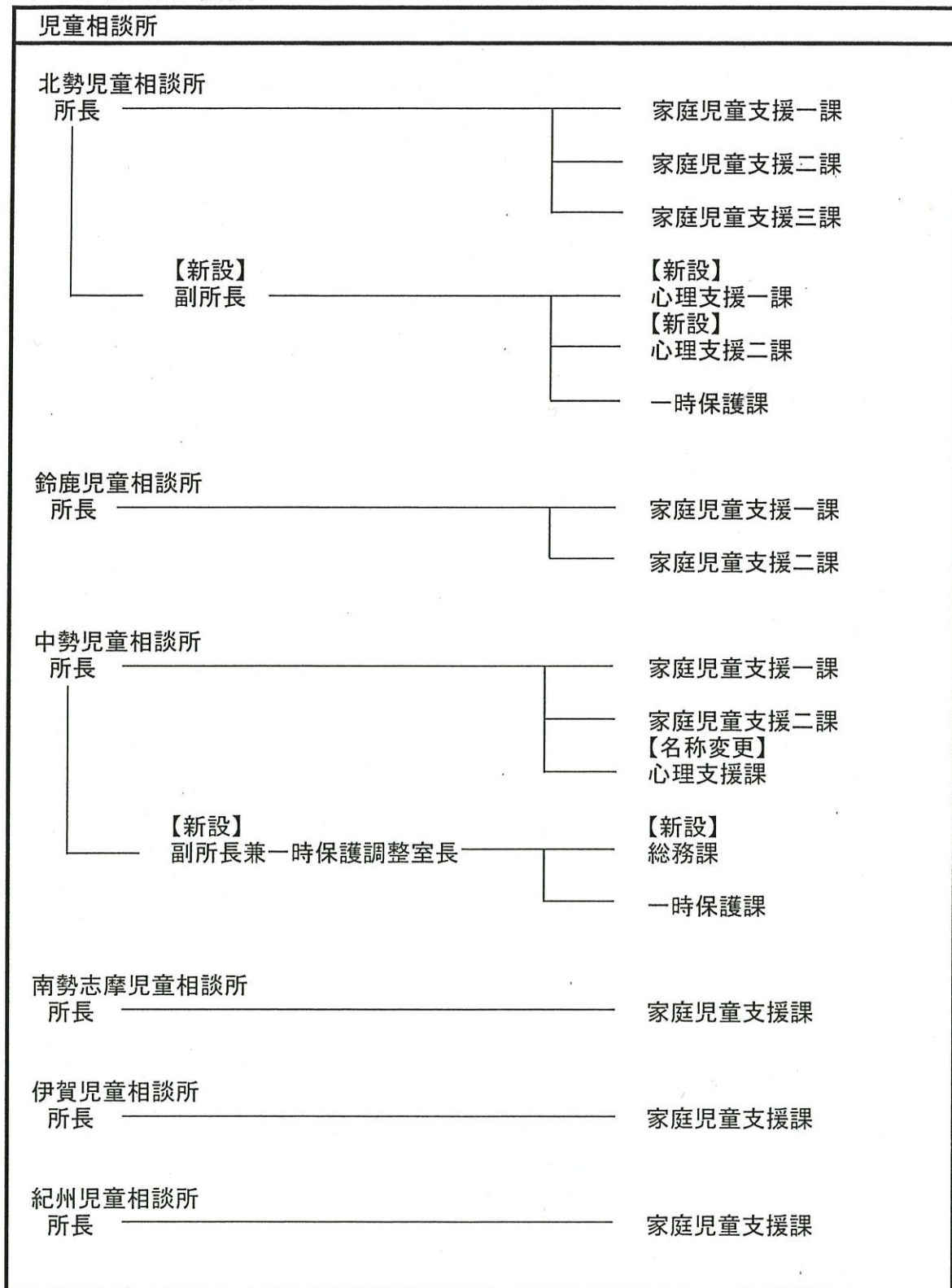
(1)本庁

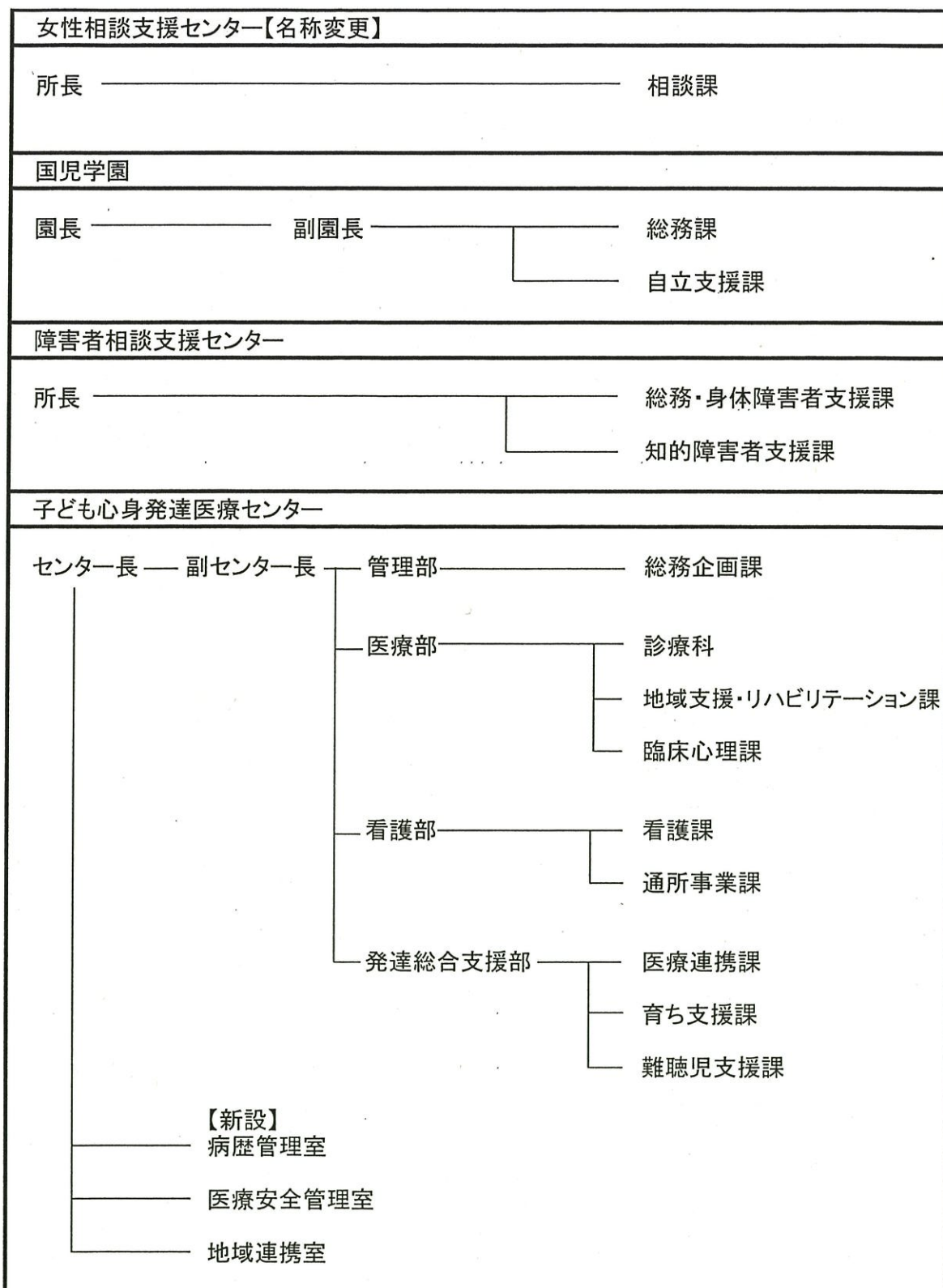


(2)福祉事務所

北勢福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
多気度会福祉事務所	
所長 _____	福祉課 生活保護課
紀北福祉事務所	
所長 _____	福祉課
紀南福祉事務所	
所長 _____	福祉課

(3) 单独地域機関





2 予算について

令和6年度 子ども・福祉部予算

【一般会計】

(単位:千円、%)

	令和5年度 当初予算 (A)	令和6年度 当初予算 (B)	増減額 (B)－(A)	増減率 (B)－(A)／(A)
民生費	43,509,839 (43,681,978)	45,001,166 (45,167,737)	1,491,327 (1,485,759)	3.4 (3.4)
衛生費	2,182,968 (2,182,968)	2,007,384 (2,007,384)	△ 175,584 (△ 175,584)	△ 8.0 (△ 8.0)
教育費	1,336,119 (1,358,119)	1,277,839 (1,319,517)	△ 58,280 (△ 38,602)	△ 4.4 (△ 2.8)
合 計	47,028,926 (47,223,065)	48,286,389 (48,494,638)	1,257,463 (1,271,573)	2.7 (2.7)

※下段()は2月補正を含む額

【特別会計】

(単位:千円、%)

	令和5年度 当初予算 (A)	令和6年度 当初予算 (B)	増減額 (B)－(A)	増減率 (B)－(A)／(A)
三重県母子及び父子並び に寡婦福祉資金貸付事業 特別会計	457,594	428,866	△ 28,728	△ 6.3
三重県立子ども心身発達 医療センター事業特別会 計	2,685,876	2,423,813	△ 262,063	△ 9.8
合 計	3,143,470	2,852,679	△ 290,791	△ 9.3

次代を担う子どもへの支援

少子化対策課

①②⑤⑪⑫

224-2404

児童相談支援課

⑧⑨

224-2883

子どもの育ち支援課

③④

224-2268

家庭福祉・施設整備課

⑥⑦⑧⑨⑩

224-2271

- ・出会いの機会の創出や安心して子育てができる環境の整備など、ライフステージごとに切れ目のない支援に取り組みます。
- ・子どもの居場所づくりの取組や児童福祉施設の整備など、子どもが日々安心して過ごし、成長していくことができる環境づくりを進めます。
- ・「三重県子ども条例」の改正や「三重県こども計画（仮称）」の策定を進めます。また、市町が地域の実情等に合わせて実施する子ども・子育て支援事業に対し補助を行います。

ライフステージに応じた切れ目のない対策の推進

①みえの出逢い支援事業 【28,604千円】

みえ出逢いサポートセンターでの相談支援や情報提供、「みえの縁むすび地域サポーター」による結婚を希望する方同士の引き合わせ等に取り組みます。

②（一部新）男性の育児参画普及啓発事業 【5,694千円】

男性の育児参画の好事例を表彰するとともに広く情報発信を行い、希望に応じて男性が育児休業を取得できる職場環境づくりを支援します。

③次世代育成支援特別保育推進事業補助金 【122,809千円】

待機児童の解消や低年齢児保育の充実に向けて、年度当初から保育士を加配して低年齢児を柔軟に受け入れる私立保育所等に補助を行います。

④放課後児童対策事業費補助金 【1,566,819千円】

放課後児童クラブの運営や施設整備等に対して補助を行います。また、ひとり親家庭の経済的負担のさらなる軽減を図るため、放課後児童クラブの利用料に対する補助を拡充します。

困難を抱える子ども・家庭への支援

⑤（一部新）子どもの貧困対策推進事業 【28,550千円】

子どもの居場所の安定的な運営に向けて、アドバイザー派遣や勉強会の開催、子ども食堂運営団体等への補助を行います。

⑥ひとり親家庭自立支援事業【95,992千円（※2月補正含み）】

学習支援の補助対象を低所得子育て世帯等にも拡大するとともに、大学の受験料等を支援するため、市町への補助を行います。

⑦ヤングケアラー支援事業 【15,850千円】

子どもや学校等教育機関を対象とした啓発ハンドブックの作成、コーディネーターによる出前講座を実施します。

⑧（一部新）児童相談センター管理運営費 【113,256千円】

⑨（一部新）児童一時保護事業 【339,179千円】

北勢児童相談所本館および一時保護所整備の基本計画を策定します。

⑩国児学園運営費 【116,902千円】

寮舎の建て替えに向けた新築・解体設計、測量調査等を実施します。

子どもが豊かに育つ環境づくり

⑪（一部新）子どもの育ちの推進事業 【32,877千円】

令和5年度に実施したアンケート結果や国のこども大綱の内容をふまえながら、三重県子ども条例の改正、および三重県こども計画（仮称）の策定に取り組みます。

⑫みえ子ども・子育て応援総合補助金

【300,316千円】

市町が地域の実情等にに合わせて工夫を凝らして実施する、子ども・子育て支援事業に対し補助を行います。



子どもの命とすこやかな育ちを守る

福祉監査課 ⑦ 224-2258
障がい福祉課 ⑥ 224-2274

子どもの育ち支援課 ④⑤ 224-2268
児童相談支援課 ①②③ 224-2883

- ・令和5年に県内で発生した児童相談所が関わっていた児童が死亡する事案を受け、児童相談所の体制を強化するため、組織体制を見直すとともに専門職を増員するなど、児童虐待対応の強化に取り組みます。
- ・県内の保育施設や障がい福祉施設で発生した虐待事案を受け、関係機関と連携しながら再発防止に向けた取組を強化します。

児童虐待の防止

①（一部新）児童虐待法的対応推進事業

【186,101千円】

対面を基本とした児童の安全確認を徹底するため、児童が在籍する小学校・保育所等へ定期的に訪問し、家庭環境の状況などに関する情報収集を行う事業を県内6か所に設置しているすべての児童相談所において実施するなど、再発防止策を実行するための体制を強化します。また、児童相談所のサポート体制強化のため、法的対応指導員（弁護士）を増員します。

②（一部新）市町児童相談体制支援推進事業

【7,406千円】

市町要保護児童対策地域協議会に対し助言などを行う市町支援コーディネーターを新たに配置し、市町との連携強化を図ります。また、要保護児童対策地域協議会の運営強化のため引き続きアドバイザー派遣等を行うとともに、市町職員を対象とした研修の充実を図ります。

③（一部新）家族再生・自立支援事業

【36,470千円】

親子関係の再構築に取り組むため、保護者支援プログラムを活用し、児童虐待の未然防止を図ります。



不適切保育の防止

④（一部新）保育対策総合支援事業

【583,855千円（※2月補正含み）】

保育現場における悩み事や勤務環境の改善を進めるため、県内の保育士等を対象としたアウトリーチの相談支援等を行います。また、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童の受入れのために保育士を加配している私立保育所への支援について、対象を私立認定こども園にも拡充します。

⑤（一部新）保育専門研修事業 【33,521千円】

保育士の資質向上、放課後児童支援員の資格認定や資質向上研修等とともに、不適切保育防止のための研修を実施します。

障がい福祉施設の虐待防止

⑥（一部新）障がい者相談支援体制強化事業 【126,216千円】

障がい児・者福祉施設等における強度行動障がい等の対応が難しい事案について、専門性を有する「広域的支援人材」が施設等を集中的に訪問してコンサルテーションを実施することで、適切に対応できる支援スキルを持つ人材を育成し、現場の支援力向上を図ります。

監査体制の強化

⑦（一部新）社会福祉法人等指導監査費 【12,394千円】

施設利用者への虐待や不適切保育など社会的な状況に対応するため、新たに社会保険労務士の同行による指導監査を実施するなど、監査体制の充実を図ります。

共生社会の実現

地域福祉課 ①②③ 224-2256
障がい福祉課 ④⑤⑥ 224-2274

- ・さまざまな課題を抱える人が質の高い福祉サービスや必要な支援を受けられるよう、重層的支援体制の整備促進や、民生委員・児童委員への活動支援、ひきこもり支援に取り組みます。
- ・障がい福祉人材の確保・育成や処遇改善等に取り組み、障がい者の暮らしを支える体制整備を進めます。
- ・障がいへの理解や障がい者の社会参加を促進するため、障がい者スポーツのさらなる裾野の拡大に取り組みます。

地域福祉の推進

①重層的支援体制整備事業交付金 【109,475千円】

地域共生社会の実現に向けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「重層的支援体制整備事業」に取り組む市町に対して交付金を交付します。

②（一部新）民生委員活動支援事業 【293,204千円】

民生委員・児童委員活動の充実や負担軽減に向けて、研修会の開催や活動費の支給を行うとともに、パンフレット・PR動画等を活用し、活動内容を広く発信します。また、担い手確保等に創意工夫を凝らして取り組む市町に対し、費用の一部を補助します。



③（一部新）ひきこもり対策推進事業 【36,782千円】

ひきこもりに関する正しい理解を促進するため、県民向けフォーラムの開催やSNS等を活用した情報発信を行います。また、広域的な支援体制の構築に向けて、居住地に関わらず相談支援や居場所、家族会等の支援メニューを利用できる環境づくりに市町等と連携して試行的に取り組めます。さらに、「三重県ひきこもり支援推進計画」について、次期計画を策定します。

障がい者福祉の推進

④障害者介護給付費負担金 【10,602,352千円（※2月補正含み）】

障害者総合支援法に基づき、市町が支出する介護給付費の一部を負担します。また、障がい福祉人材の確保や処遇改善、障害福祉サービス事業所等におけるロボットやICT等の導入に対する支援に取り組みます。

⑤人材育成支援事業 【34,716千円】

障がい者の地域生活を支える人材を育成するとともに、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、相談支援従事者研修等、各種研修事業を拡充します。

⑥障がい者スポーツ推進事業 【59,214千円】

「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民・企業等からの相談対応、SNS等を通じた情報発信、障がい者スポーツ団体と企業等のニーズのマッチングを進めます。また、選手の発掘に向けた初心者講習会や指導員の養成研修の実施、競技団体の遠征費補助等を行います。



3 子ども・福祉部の所管事項について

項 目	(1) 地域福祉の推進	子ども・福祉総務課 福祉監査課 地域福祉課 家庭福祉・施設整備課
1 地域福祉活動の推進と質の高い福祉サービスの提供 (1) 現状と課題 高齢化の進展や単身世帯の増加、生産年齢人口の減少に加え、人々の価値観の多様化等を背景に、地域コミュニティ機能の低下が課題となっています。かつては家庭や地域のつながりの中で解決されてきた支え合いの仕組みが機能しにくくなり、誰にも相談できず、困りごとを抱え込んでしまう人がいます。 また、単身世帯、複数世帯にかかわらず、いくつもの悩みや課題を複雑に抱え、既存制度の枠組みでの対応が難しく、制度の狭間に陥り、必要な支援が行き届かないケースも発生しています。 このような状況において、地域でさまざまな課題を抱える人に質の高い福祉サービスや必要な支援を届けられるよう、民生委員・児童委員をはじめ、地域福祉の担い手となるさまざまな主体と連携を図り、既存の福祉制度や分野の枠、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、社会全体で支え合う体制づくりをより一層進める必要があります。 また、相談者の属性や相談内容等にかかわらず包括的に相談を受け止め、関係機関が連携して重層的な支援を行うための体制づくりが、全ての市町で進むよう、必要な情報提供や人材育成に取り組む必要があります。 県の社会福祉施策の効率的な展開を図るための総合的施設である三重県社会福祉会館では、三重県社会福祉協議会などの社会福祉団体が入居し、高齢者や障がい者、生活困窮者等に質の高い福祉サービスを提供していますが、建設から50年以上が経過し老朽化が進んでいるため、改修を進める必要があります。 (2) 今後の予定 ① 次期地域福祉支援計画の策定 包括的な支援体制づくりを進め、県内の地域福祉をより一層推進するため、令和2年3月に策定した「三重県地域福祉支援計画」(令和2～6年度)が今年度に最終年度を迎えることから、引き続き地域共生社会の実現に向けた取組を計画的に推進していくため、市町や社会福祉協議会等と意見交換を行うなど県内の現状を改めて把握し、次期計画を策定します。		

② 市町における包括的な支援体制づくりへの支援

全ての市町が、重層的支援体制の整備に取り組めるよう、市町に対する交付金の交付に加え、複合的な課題を抱える相談者の把握や適切な相談支援機関との連絡調整などを行う市町における相談支援包括化推進員等の育成支援を行います。

また、取組が進んでいない市町に対しては、課題の聴き取りを行うとともに、先進事例を共有することで、取組のきっかけや手がかりを見つける後押しをするなど、支援の充実を図ります。

③ 地域における支援活動の推進

地域福祉の要として期待される民生委員・児童委員について、必要な知識習得に向けた研修を実施するとともに、令和5年度に作成した活動紹介パンフレットやPR動画等を活用し、活動内容に関する県民の理解を深めるための情報発信に取り組みます。また、活動しやすい環境の整備や担い手確保に取り組む市町に対して費用の一部を補助するなど、民生委員・児童委員の活動の充実や負担軽減に取り組みます。

さらに、災害時における福祉的支援に向けて、能登半島での活動経験もふまえ、DWA T（災害派遣福祉チーム）を派遣できる体制の強化に取り組むとともに、社会福祉施設におけるBCP（事業継続計画）の策定および実効性の向上を促進していきます。

④ 福祉サービスの適切な利用の促進

判断能力に不安のある高齢者や障がい者が、地域で自立して生活できるよう、福祉サービスの利用手続きや金銭管理など、日常生活の支援を行う社会福祉協議会の活動を支援します。

また、利用者が安心して福祉サービスを利用できるよう、福祉サービス利用者等からの苦情や問い合わせに適切に対応するための体制確保に向けて、三重県社会福祉協議会が設置する福祉サービス運営適正化委員会に対する補助を行います。

さらに、老朽化が進む三重県社会福祉会館について、平成18年度に耐震化工事を実施し耐震性は確保されているため、躯体を有効活用することとし、改修による長寿命化に向けて、整備基本計画の策定を進めていきます。

2 生きづらさを抱える人の支援体制づくり

(1) ひきこもり支援

① 現状と課題

少子高齢化や核家族化の進展、人々の価値観の多様化等を背景に、地域におけるつながりが希薄化しつつあり、いわゆる「8050 問題」のように、地域、家庭、個人が抱える課題が複雑化・複合化・深刻化する中、ひきこもりの当事者や家族をはじめ、生きづらさを抱える人への支援体制が求められています。

県では、令和4年3月に全国初となるひきこもり支援に特化した計画である「三重県ひきこもり支援推進計画」(令和4～6年度)を策定し、本計画に沿ってひきこもり支援の取組を総合的に推進しています。

本計画の基本理念として、「将来のめざす社会像」を「誰もが社会から孤立することなく、ありのままの自分が認められ、いつでも小休止でき、多様な生き方を選択し、希望をもって安心して暮らせる社会」としています。

また、本計画の目標(めざす姿)として、「県民の皆さんのひきこもりに関する正しい理解を促進し、当事者・家族・社会の“つながり”の回復に向けて、当事者やその家族に寄り添った支援体制づくりを進めることにより、ひきこもり支援に関する社会全体の機運が醸成されています。」と掲げています。

引き続き、ひきこもり当事者やその家族が制度の狭間で社会から孤立することのないよう、最も身近な相談機関である市町、本県のひきこもり地域支援センターをはじめとする関係機関、民間支援団体等が有機的に重なり合って連携し、切れ目のない包括的な支援体制を構築していく必要があります。

② 今後の予定

ア 次期ひきこもり支援推進計画の策定

「三重県ひきこもり支援推進計画」が今年度に最終年度を迎えることから、引き続きひきこもり支援を総合的に推進していくため、改めて実態調査を実施することで現状を把握するとともに、次期「三重県地域福祉支援計画」との整合を図りつつ、次期計画を策定します。

イ 情報発信・普及啓発

ひきこもりという現象やひきこもり支援に関する情報を当事者やその家族、支援者のみならず、広く県民の皆さんに正しく理解していただくため、「ひきこもり支援フォーラム」を開催するとともに、SNS等を活用して、当事者やその家族が安心して支援機関等につながり、適切な支援を受けられるよう、相談支援機関の窓口や居場所に関する情報等を定期的に発信します。

ウ 支援体制の整備

市町におけるひきこもり支援体制の充実強化を図るため、支援体制の整備に取り組む市町に対する財政支援を行います。

また、ひきこもり当事者や家族には、居住地の自治体の支援を受けにくい（知られたくない）との思いがあることから、居住地とは異なる市町の支援（相談、居場所づくり、家族会）を受けられる事業を試行的に実施します。

（２）再犯の防止

① 現状と課題

犯罪や非行をした人たちが再び過ちを犯さないためには、刑務所等の矯正施設で自らの罪を深く改め、出直しを期して出所してから、仕事や住居がない、福祉的支援につながらないなどの要因で社会的に孤立させないことが重要となっています。

こうしたことから、「犯罪や非行をした者を孤立させない」という基本理念のもと、令和２年３月に「三重県再犯防止推進計画」（令和２～６年度）を策定し、国や市町、関係団体等と連携し、総合的に施策を進めています。

矯正施設退所者等が抱える課題が複雑化・複合化する中、引き続き、犯罪をした者等が円滑に地域生活へ移行し生活の安定が図られるよう、それぞれの課題に応じた「息の長い」社会復帰支援に取り組む必要があります。

② 今後の予定

ア 次期再犯防止推進計画の策定

「三重県再犯防止推進計画」が今年度に最終年度を迎えることから、引き続き矯正施設退所者等への支援を総合的に推進していくため、国や市町、関係団体等と連携し、改めて現状を把握するとともに、次期「三重県地域福祉支援計画」との整合を図りつつ、次期計画を策定します。

イ 矯正施設退所者等への支援

高齢、または障がい等を有する矯正施設退所者等が、円滑に地域生活へ移行し安定した生活を送ることができるよう、「三重県地域生活定着支援センター」において、国や市町、関係団体等との連携強化を図りつつ、居住地確保や福祉サービスの利用支援等に取り組めます。

３ 生活困窮者の生活保障と自立支援

（１）現状と課題

生活に困窮する人に対し、生活保護法に基づき、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、経済的自立、日常生活自立、社会的自立を助長するなど生活保護の適正実施に努めています。

また、生活困窮者自立支援法に基づき、自立相談支援機関（相談窓口）として「三重県生活相談支援センター」を設置（三重県社会福祉協議会に委託）し、県所管地域（多気町を除く 14 町）を対象に、複合的な課題を抱えた人の相談に幅広く応じるとともに、住居を失う恐れのある人への住居確保給付金の支給など、関係機関と連携し、生活困窮者の自立支援に取り組んでいます。

昨今の急激な物価高騰の影響を受け、生活福祉資金の特例貸付借受世帯の生活状況が再び悪化する恐れがあることから、引き続き、生活保護の適正実施をはじめ、生活困窮者の自立支援に向けて適切に取り組むとともに、市町に対しては、支援体制の充実を図るため、支援に携わる職員の人材育成に取り組む必要があります。

（２）今後の予定

① 生活保護の適正実施

生活保護法に基づき、生活に困窮する人に対し、必要な保護を行うとともに、被保護者の状況に応じ、就労による経済的自立や健康管理等による日常生活自立、社会的自立に向けた支援に取り組めます。

また、福祉事務所（県 4 事務所、14 市および多気町）における生活保護の適正実施を進めるため、生活保護法施行事務監査を実施するとともに、関係職員の資質向上に向けて、必要な研修を実施します。

② 生活困窮者の自立支援

急激な物価高騰の影響等により、今後も生活に困窮する人からの相談が多く寄せられると予想されるため、三重県生活相談支援センターにおいて、引き続き相談者の個々の状況に応じ、関係機関と連携して丁寧な相談支援を実施します。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱えた人が必要な支援につながるよう、2 名のアウトリーチ支援員を中心に、アウトリーチ手法（訪問型）を用いた相談支援のさらなる充実を図ります。

加えて、県内の自立相談支援機関の支援員等の資質向上や生活困窮者自立支援の取組促進に向けて、市町担当者や相談員等を対象とした研修会を実施します。

③ 特例貸付借受世帯等の支援

令和 5 年 1 月から償還が開始されている緊急小口資金等の特例貸付について、実施主体である三重県社会福祉協議会に対し、世帯の状況に応じて、償還や自立に向けた相談支援を丁寧に行うよう働きかけるとともに、長期にわたり生じる債権管理事務が適正に執行されるよう必要な支援を行います。

4 ユニバーサルデザイン（UD）のまちづくりの推進

（１）現状と課題

「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」（以下「UD条例」という。）および令和５年４月に策定した「第５次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画（2023－2026）」に基づき、全ての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現をめざし、ユニバーサルデザインの意識づくり（ハート）、だれもが暮らしやすいまちづくり（ハード）、だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（ソフト）の３つの施策体系に沿って取組を進めています。

ユニバーサルデザインの意識醸成に向けては、学校出前授業を実施したほか、県民の「おもいやりのある行動」につながるよう、クラウドファンディングを活用しながら「ヘルプマーク」の普及啓発を行いました。あわせて、子育て支援の充実を図るため、令和５年４月から「三重おもいやり駐車場利用証制度」における妊産婦等の利用証の有効期限を１歳６か月から２歳（多胎児の場合は３歳）に延長し、運用しています。

引き続きさまざまな主体と連携し、ユニバーサルデザインの考え方の浸透を図る必要があります。

また、公共施設や商業施設等が全ての人に使いやすい施設となるよう、UD条例に基づく指導および適合証の交付や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー法）に基づく国の基本方針に沿って、県内の鉄道駅のバリアフリー化等を進めました。

今後も事業者等の理解・協力を得ながら、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や公共交通機関のバリアフリー化を促進する必要があります。

（２）今後の予定

① ユニバーサルデザインの意識づくり

「おもいやりのある行動」を広げるため、学校出前授業の実施やヘルプマークの普及啓発など、さまざまな主体と連携してユニバーサルデザインの意識づくりを進めます。

また、「三重おもいやり駐車場利用証制度」の普及啓発を行うとともに、事業者等に対しておもいやり駐車場の駐車区画の設置を促進します。

② ユニバーサルデザインに配慮された施設整備の促進

「県有施設のためのユニバーサルデザイン（UD）ガイドライン」の周知を図るとともに、UD条例に基づく指導、適合証の交付などを通じて、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備の推進を図ります。

③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

公共交通機関を利用する際に、誰もが安全で自由に移動できるよう、駅舎のバリアフリー化（段差の解消、バリアフリースイールの設置等）や第三セクター鉄道事業者等の駅へのＩＣカードシステムの導入、ユニバーサルデザインタクシーの導入を支援します。

また、事業者や関係市町と今後の整備方針等について調整を進めます。

5 戦没者遺族等の支援

（１）現状と課題

戦後生まれの世代が人口の大部分を占め、戦没者遺族の高齢化や戦争の記憶の風化が懸念される中、県では、令和５年８月に県戦没者追悼式を、１１月には沖縄県営平和祈念公園にある「三重の塔」において戦没者慰霊式を、オンライン同時配信も取り入れ開催し、遺族とともに戦争犠牲者の冥福を祈りました。

引き続き、戦争の記憶を風化させないよう、式典を通じて戦争の悲惨さと平和の尊さを次世代に継承していく必要があります。

また、沖縄「三重の塔」の苑内は、慰霊式を行う十分なスペースがなく、設置から約60年を経過した今日では、段差が多く、高齢の遺族には利用しづらい状況となっていることから、環境を改善する必要があります。

（２）今後の予定

引き続き県戦没者追悼式や沖縄「三重の塔」戦没者慰霊式の開催、全国戦没者追悼式への遺族の参列に対する支援など、戦没者遺族への支援を行います。

また、沖縄「三重の塔」について、慰霊式に参列される高齢者や修学旅行等の団体に訪れる人々が安全に利用できるよう、苑内のバリアフリー化やスペースの確保などの環境整備を進めるため、今年度は測量設計に取り組みます。

6 適切な指導監査の推進

（１）現状と課題

社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービス事業者等への指導監査について、関係機関等連絡会議や研修会の開催により、市町との連携を図りながら適切に実施するとともに、社会福祉法人等に監査実施方針や監査結果の概要について情報提供を行っています。

令和２年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響により、現地監査が困難な状況となったため、オンライン監査の活用や集団指導における動画配信など、業務改善による効果的な指導監査に取り組んできました。

令和５年度には、社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス事業者等への指導監査について、オンライン監査も取り入れつつ、実地を基本とした指導監査等を実施しました。

また、不適切保育や虐待事案の発生を受け特別監査を実施したほか、全ての保育所および認定こども園に対して実地検査を実施しました。

さらに、会計専門家の活用により社会福祉法人等の適正な運営と健全な経営を確保するとともに、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みました。

今後も、指導監査の対象となる施設数の増加に対応し、社会福祉法人や事業者等に期待されるサービスの質を確保するため、業務改善の取組も取り入れつつ、実地を基本とした指導監査を行うとともに、会計専門家に加えて労務専門家も活用した効果的な指導監査を実施していく必要があります。

(2) 今後の予定

社会福祉法人、介護保険や障害福祉サービス事業者等への指導監査について、市町と連携し、オンライン監査も取り入れながら、実地を基本とした監査を実施します。

また、利用者への虐待や不適切保育など、社会的な状況に応じた重点監査項目の設定、社会福祉法人の運営状況や課題に応じた監査頻度の設定、社会福祉法人等の研修および集団指導の動画配信など、効果的な指導監査を実施します。

さらに、指導監査において新たに社会保険労務士を活用することで、社会福祉法人等の適正な運営と勤務環境の改善を促進し、提供される福祉サービスの質の向上に取り組みます。

項 目	(2) 障がい者福祉の推進	障がい福祉課
1 障がい者の地域生活・就労の支援と福祉サービスの充実 (1) 現状と課題 令和6年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプランー2024年度～2026年度ー」に基づき、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域で自立した生活を送ることができるよう、グループホームや通所系の障害福祉サービス事業所の整備を進め、障がい者が地域で生活するために必要な居住や日中活動の場の確保・充実を図っています。 引き続き、特に重度の障がい者が住み慣れた地域で生活できるよう取組を進める必要があります。 医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、各地域で構築されたネットワークにおける多職種連携や人材育成を行うなど、地域における支援体制の強化と受け皿の整備を進めています。 引き続き、医療、保健および教育等の分野と福祉が連携し、地域での受け皿の整備を進めるとともに、「三重県医療的ケア児・者相談支援センター」を中心に、医療的ケア児・者やその家族が居住する地域にかかわらず適切な支援を受けられるよう取り組む必要があります。 障がい者の就労を支援するため、福祉事業所に対する経営改善のための専門家の派遣や共同受注窓口による受注の仲介、販路開拓等に対する支援、障害者優先調達推進法に基づく障害者就労施設等からの調達拡大など、工賃向上に取り組んでいます。また、各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就職相談・生活支援を行うなど、個々の障がい者に応じた一般就労への移行や定着支援を進めています。 引き続き、工賃向上をはじめ就労支援に向けた取組を充実・強化し、障がい者の自立と社会参加をさらに促進していくことが求められています。 (2) 今後の予定 ① 障がい者の居住や日中活動の場の確保・充実 県内の全ての地域において、必要な訪問系サービスが提供されるとともに、希望する障がい者に日中活動系サービスが提供されるよう市町とともにサービスの充実を図ります。また、地域における居住の場として、グループホームの充実を図るとともに、障害福祉サービスにおける体験利用や自立訓練等により、福祉施設から地域生活への移行を進めます。 さらに、これらの訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの提供による、障がい者の地域生活に対する支援の充実に向けて、各圏域・市町における地域生活支援拠点等の整備促進を図ります。		

② 医療的ケアが必要な障がい児・者への支援

医療的ケアが必要な障がい児・者とその家族が地域で安心して生活できるよう、三重県医療的ケア児・者相談支援センターを中心に、相談支援や地域ネットワークにおけるスーパーバイズ（関係機関への助言指導等）、人材育成等に取り組むとともに、医療的ケア児・者コーディネーターの養成やフォローアップ研修を実施するなど、地域における受け皿の拡充を推進します。

③ 障がい者の就労支援

各障害保健福祉圏域に設置した障がい者就業・生活支援センターにおいて、就労および生活の一体的支援をきめ細かく行うとともに、福祉事業所における工賃等の向上に向けて、専門家の派遣や研修会を実施します。

また、共同受注窓口に対し、受注を促進する営業活動を担うコーディネーターを引き続き配置するなど運営を支援するほか、障害者就労施設等からの一層の調達拡大に注力するとともに、県庁での物品販売（マルシェ）への支援に取り組みます。

2 相談支援体制の強化

（１）現状と課題

障がい者が地域で安心して生活できるよう、市町による身近な相談支援とともに、県による自閉症・発達障がい、高次脳機能障がいの専門的な相談支援および障がい者就業・生活支援センターによる広域的な相談支援を実施し、障がい者の地域での生活を支援しています。

引き続き、専門的・広域的な相談支援を行うとともに、より効果的な相談支援体制となるよう、市町による基幹相談支援センターの整備を促進し、重層的な相談支援体制の整備を進める必要があります。

また、障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修を実施し、人材育成を行っています。

今後も、研修の結果をふまえ、より効果的な研修となるよう内容の充実や、受講機会の確保および受講しやすい環境づくりに取り組む必要があります。

（２）今後の予定

① 相談支援の体制強化

専門的・広域的な相談支援を引き続き実施するとともに、市町が実施する相談支援の体制強化を支援し、事業所による計画相談、市町による一般相談および基幹相談の連携を進めるほか、地域の人材育成の核となる主任相談支援専門員を育成するなど、相談支援の体制強化と質の向上に取り組めます。

② 人材育成への支援

障害福祉サービス事業所職員等を対象とした研修については、人材育成検討部会で内容を検討するなど、より専門性を生かした研修を実施するとともに、研修の定員や実施回数を増やすほか、オンラインを活用し、参加しやすい環境づくりに取り組めます。

3 差別解消および虐待防止と社会参加の推進

(1) 現状と課題

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、障がい者に対する理解や社会的障壁の除去の重要性などについて、県民や事業者に対し普及啓発を行うとともに、専門相談員の配置や三重県障がい者差別解消調整委員会を設置し、障がいを理由とする差別の解消を図るための体制を整備しています。また、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置し、関係機関と連携して障がい者差別解消のための取組を進めるとともに、相談事例の検証や情報共有を行っています。

さらに、令和6年度から事業者の合理的配慮の提供が義務化されたことから、引き続き啓発推進員による事業者への周知・啓発等を行っています。

今後も、障害者差別解消法や条例に基づき、適切な相談対応や事業者等への支援を行うとともに、より一層県民や事業者等に対する普及啓発を進める必要があります。

障がい者虐待については、虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対する研修や、虐待事案の発生した施設等に対する改善に向けた指導を行っています。

令和5年度に施設等で発生した障がい者虐待は、虐待への意識の高まり等もあり22件と多く、そのうち強度行動障がいに起因する虐待が約4割を占めています。

引き続き、障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待の未然防止や虐待事案への適切な対応に取り組むとともに、支援が難しい強度行動障がいのある障がい児・者への専門的支援に取り組む必要があります。

障がい者の自立と社会参加を推進するとともに、県民の障がい者に対する理解を深めるため、三重県障がい者スポーツ大会等を開催しています。また、令和4年8月に開設した「三重県障がい者スポーツ支援センター」において、県民や企業等からの相談にワンストップで対応するとともに、情報発信、選手の発掘・育成や障がい者スポーツを支える指導員の養成等に取り組んでいます。

今後は、支援していただける企業と障がい者スポーツ団体等とのマッチングを進めるなど、障がい者スポーツの裾野の拡大に向けた取組を進めていく必要があります。

芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を促進し、地域における活躍の場を広げることを目的に設置した「三重県障がい者芸術文化活動支援センター」において、障がい者芸術文化祭や作品の移動展示会を行うとともに、アートサポーターによる相談支援を行っています。

引き続き、障がい者が芸術文化に親しみ、表現活動を行う発表の機会を増やすため、障がい者の芸術文化活動の推進に取り組む必要があります。

(2) 今後の予定

① 障がい者差別の解消

「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」に基づき、普及啓発を進めるとともに、専門相談員を配置し、障がい者やその家族等からの相談に適切に対応します。

また、関係機関のネットワークである三重県障がい者差別解消支援協議会において、相談事例の情報共有や検証を進めるとともに、令和6年度から義務化された事業者の合理的配慮の提供について、啓発推進員による事業者へのアウトリーチを積極的に行うなど、周知・啓発に取り組めます。

② 障がい者虐待の防止

障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速で適切な対応を行うため、市町や施設等職員に対し障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施するとともに、虐待事案の発生した施設等に対しては、専門家チームの助言をふまえながら改善報告を求め、定期的に改善状況を確認するなど、適切に指導を行います。

また、施設等における強度行動障がいのある障がい児・者など対応が難しいケースについて、専門性を有する人材が施設等を集中的に訪問してコンサルテーションを実施することで、人材の育成と現場の支援力向上を図るなど、虐待の未然防止に取り組めます。

③ 障がい者スポーツの推進

三重県障がい者スポーツ支援センターにおいて、選手の発掘・育成や競技団体の支援に取り組むとともに、障がい者をはじめとする県民や企業からの相談へのワンストップでの対応、SNS等を通じた情報発信、企業と障がい者スポーツ団体等とのマッチングを通じて、障がい者スポーツの裾野の拡大を進めます。

④ 障がい者の芸術文化活動の推進

三重県障がい者芸術文化活動支援センターにおいて、障がい者芸術文化祭等を開催し、多様な発表機会を創出するとともに、アートサポーターを活用した相談支援、関係者のネットワークづくり等に取り組み、芸術文化活動を通じた障がい者の社会参加を進めます。

項 目	(3) 子どもが豊かに育つ環境づくり	少子化対策課 児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課
1 子どもの育ちを支える地域社会づくり (1) 現状と課題 県では、平成 23 年 4 月に施行した「三重県子ども条例」に基づき、子どもの権利が尊重される社会の実現をめざして、子どもが豊かに育つ地域社会づくりに取り組んでいます。 子ども条例の制定から 10 年以上が経過し、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加、地域コミュニティの変容、デジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめ認知件数や不登校児童生徒数、児童虐待相談対応件数が過去最多となるほか、子どもの貧困や、ヤングケアラーなど新たな課題も顕在化しており、今後の県子ども施策のあり方を検討する必要があります。 このため、子どもの生活に関する意識、実態等について、小・中・高校生や保護者、県民を対象としたアンケート調査を実施し、令和 6 年 3 月に「みえの子ども白書 2024」として取りまとめたところです。 現在行っている子どもの育ちや子育て家庭を支える取組としては、「みえ次世代育成応援ネットワーク※」と連携して、「ありがとうの一行詩コンクール」などを実施しています。 今後も、地域のさまざまな主体（住民、企業・団体）と連携し、子どもの学びや体験機会の創出など、子どもの育ちを支援していく必要があります。 あわせて、青少年がインターネットを通じて、犯罪やトラブルに巻き込まれる事例があるため、依頼があった学校等において出前講座を実施し、インターネットやスマートフォンの適正利用の促進に取り組みました。 引き続き、青少年がインターネットを通じて有害情報に接したり、トラブルに巻き込まれたりしないよう啓発を行う必要があります。 また、県内市町が、地域の実情や社会資源に合わせて工夫を凝らし、これまで以上に子どもの育ちや子育て家庭への支援に取り組めるよう、令和 5 年度に「みえ子ども・子育て応援総合補助金」を創設し、市町の妊娠・出産・子育て等支援事業に対して補助を行いました。 引き続き、市町における子ども・子育て施策の充実と優れた取組の県内での広がりを推進していく必要があります。 ※みえ次世代育成応援ネットワーク 地域で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、企業や子育て支援団体に構成するネットワーク（令和 6 年 3 月末現在：1,624 会員（企業 942、団体 682））。		

(2) 今後の予定

① 子ども条例の改正、こども計画（仮称）の策定

令和5年度に実施したアンケート調査結果や、こども基本法および国のこども大綱の内容をふまえ、三重県子ども条例の改正と「三重県こども計画（仮称）」の策定に取り組みます。

検討にあたっては、当事者である子ども・若者の意見を聴取し、反映していくことが重要と考えており、新たに設置する「こども政策検討会議」の委員として子ども・若者の参画を得るとともに、県内各地で「こども会議」を開催して、多様な年代から、幅広い子ども・若者の意見を聴取します。

② 子どもの育ちや子育て家庭を支える取組

地域における継続的なイベント開催を支援する補助金を創設するとともに、「みえ次世代育成応援ネットワーク」参加企業・団体をはじめとした地域のさまざまな主体と連携し、子どもの学びや体験機会を創出するなど、子どもの育ちを支援します。

また、インターネットやスマートフォンの適正利用に関する出前講座を通じて、青少年に対し、インターネット被害防止の重要性を啓発するとともに、保護者に対しても、フィルタリングサービスの必要性、家庭におけるルールづくりなどについて啓発を行います。

③ 市町の子ども・子育て支援事業への支援

「みえ子ども・子育て応援総合補助金」について、令和5年度に採択した事業の効果を把握し、効果が高い取組が他の市町にも広がるよう周知に努めるとともに、引き続き補助を行うことにより、地域の実情に応じた子ども・子育て施策の充実を図ります。

2 家庭教育応援と男性の育児参画の推進

(1) 現状と課題

家庭の小規模化や地域のつながりが希薄化する中、子育ての悩みや不安を抱える保護者が増加していることをふまえ、平成29年3月に策定した「みえ家庭教育応援プラン」に基づいて取組を進めています。

インターネット上で子育てのヒントを学ぶことができる「家庭教育応援Web講座」では、子どもの年齢に応じた内容を追加しました。

また、子どもを持つ保護者同士が、子育てについての悩みや思いを語り合うワークショップ「みえの親スマイルワーク」を市町、県PTA安全互助会、県教育委員会と連携して開催しました。

今後は、保護者が身近な地域で「みえの親スマイルワーク」に参加できるよう、進行を担うことができる人材を養成していく必要があります。

「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかない、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざし、職場や地域社会において、男性の育児参画が大切であるという考え方が広まるよう取組を進めています。

令和5年度は、男性の育児・家事参画への関心や理解を深めることを目的に、男性の育児・家事参画の事例を募集・表彰する「第10回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」の開催や、受賞作品を用いた普及啓発を行うとともに、家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画やガイドブックを作成しました。

また、男性の育児休業を推進する上での課題について、企業の人事・労務担当者や管理職等を対象とした座談会を開催するとともに、男性の育児休業取得事例等の収集・情報発信を実施し、男性が希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めました。

さらに、地域の企業が子育て世帯に対してさまざまな特典を提供する「子育て家庭応援クーポン」をアプリ化し、手軽に利用できる環境を整備しました。

なお、三重県における男性の育児休業取得率については、25.7%（令和5年度三重県内事業所労働条件等実態調査）と、女性の育児休業取得率（同調査97.3%）とは依然乖離しているため、引き続き、男性の育児参画が進むよう取り組む必要があります。

（2）今後の予定

① 家庭教育応援の取組

各地域でより多くの保護者が日ごろ利用する市町の子育て支援センター等において、「みえの親スマイルワーク」が開催できるよう、市町の子育て支援センターの職員等を対象に、スマイルワークの進行を担う人材の養成に取り組むとともに、「家庭教育応援Web講座」の充実を図ります。

また、家庭教育の充実に向けた取組方策を示す「みえ家庭教育応援プラン」について、子どもや子育て家庭を取り巻く環境変化等をふまえて、「みえ家庭教育応援方針」に改定します。

② 男性の育児参画の推進

希望に応じて育児休業を取得できる職場環境づくりを進めるため、引き続き企業向けの座談会を開催するとともに、新たに企業における男性の育児参画の促進に向けた取組やエピソードを募集し、優良事例の表彰・情報発信を行います。

また、高校生や大学生等に対する出前講座や、令和5年度に作成した家事・育児のノウハウ習得に役立つ動画、ガイドブックを用いた普及啓発等を実施し、男性の育児・家事参画に向けた機運醸成を図ります。

3 子どもの貧困対策の推進

（1）現状と課題

子どもの貧困対策に向けて、県では、「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」（令和2～6年度）に基づき、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援、身近な地域での支援体制の整備の5つの柱で、さまざまな施策を総合的に展開しています。

昨今のエネルギーや原材料等の高騰による、生活用品や食料品などの物価高騰の影響を受け、経済的に困窮する子育て家庭はより厳しい状況に置かれており、このような子育て家庭にとって、子ども食堂等の子どもの居場所は、誰もが安心して気軽に利用できる場所であり、食の支援だけでなく学習支援、悩みごとの相談場所などのさまざまな機能をもつ存在として、その役割は一層重要となっています。

そのため、県では、子ども食堂のほか学習支援や体験活動を提供する子どもの居場所の人材育成を支援するため、アドバイザーの派遣や勉強会の開催、インターンシップの実施を行うとともに、子どもの居場所を支援したい企業・団体と子どもの居場所運営団体とのマッチングの支援や子どもの居場所の活動を経済的に支援する補助事業を実施しています。

令和5年度には、学校給食のない期間中に子ども食堂を開設する飲食店や、朝食を提供する子ども食堂の掘り起こしに取り組みました。

今後も、子どもの居場所が持続可能な取組となるよう、必要な支援を行う必要があります。

ひとり親家庭への支援について、県では、「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」（令和2～6年度）に基づき、「三重県母子・父子福祉センター」を中心に就業支援等を行っています。

また、ひとり親家庭が必要な情報により簡単にアクセスできるよう、令和5年度からICTを活用した「ひとり親家庭等相談用AIチャットボット※」システムの運用を開始し、情報発信を強化しています。

あわせて、一時的に生活援助や保育等が必要なひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣する市町への補助（8市町）や、ひとり親家庭等の子どもの学習支援を実施する市町への支援（8市町）を行うとともに、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮家庭への学習支援について、小学5・6年生を新たに対象に加え、オンラインを活用した児童・生徒の状況に応じた学習支援等に取り組みました（小中高生33名参加）。

さらに、物価高騰等に直面する低所得のひとり親家庭を支援するため、県独自の支援策として、令和5年7月に児童扶養手当受給者を対象に子ども一人あたり2万円を給付するとともに、長引く物価高騰への追加対策として、同様に子ども一人あたり2万円を令和6年1～3月にかけて給付しました。

今後も、ひとり親家庭の自立の促進に向けて、さまざまな支援制度の情報発信を行いながら、支援の充実を図る必要があります。

ヤングケアラーへの支援について、令和4年度からヤングケアラー・コーディネーターを配置し、令和5年度は認知度の向上に向けて、県民向け啓発フォーラムを開催するとともに、学校・医療・福祉等の多様な関係者を対象とした支援ハンドブックを作成し、ハンドブックを活用した出前講座を実施しました。

また、市町がヤングケアラーがいる家庭への家事援助等に活用可能な補助金を創設するとともに、第一発見者となる学校、医療、福祉等の関係機関がヤングケアラーに適切な支援を早期に届けられるよう、体制整備に取り組みました。

国は、令和4～6年度までの3年間をヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」としており、県においても引き続き、ヤングケアラーへの支援に取り組んでいく必要があります。

※ひとり親家庭等相談用AIチャットボット

三重県母子・父子福祉センターのホームページ上で、お金や仕事、離婚、養育費等に関する質問に対して、24時間365日、約500のFAQから自動で必要な情報を提供するもの。

(2) 今後の予定

① 子どもの居場所づくり

子どもの居場所を持続可能な取組とするため、引き続き、アドバイザーの派遣や勉強会の開催、インターンシップの実施により、子どもの居場所の人材育成を支援するとともに、子どもの居場所を支援したい企業・団体と子どもの居場所運営団体とのマッチングの支援や子どもの居場所の活動を経済的に支援する補助事業を実施します。

また、「三重県子どもの貧困対策推進会議」等の場を活用し、地域の資源や特性を生かしたさまざまな子どもの居場所の活動事例や、市町の先進事例を共有するとともに、身近な地域での支援体制の充実に向けて、市町における「子どもの貧困対策計画」の策定を支援し、県内各地に子どもの居場所の活動が広がるよう、継続して働きかけを行っていきます。

あわせて、「第二期 三重県子どもの貧困対策計画」が今年度に最終年度を迎えることから、国のこども大綱の内容を勘案し、子どもの生活実態調査を行ったうえで、次期計画を策定します。

② ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活基盤の安定や自立の促進を図るため、三重県母子・父子福祉センターを中心に、ひとり親家庭の親の就業支援や職業紹介を行うとともに、高等職業訓練促進給付金の支給など、資格・技術取得の支援等を行うほか、母子父子寡婦福祉資金については、家計急変者にも対応しながら、貸付を行います。

また、支援を必要とする人が必要な情報を迅速かつ手軽に入手できるよう、AIチャットボットを運用し、ひとり親家庭が窓口での相談につながり、必要な支援が受けられるよう努めていきます。

あわせて、ひとり親家庭の子どもの学習支援について、ひとり親家庭学習支援ボランティア事業の補助対象を低所得子育て世帯等にも拡大し、市町への補助を実施します。

さらに、県所管地域（多気町を除く郡部）における生活困窮家庭の児童・生徒等に対する学習支援等については、引き続き個々の世帯の状況に応じた支援に取り組み、自立に向けた進学、就職につなげていきます。

加えて、「第四期 三重県ひとり親家庭等自立促進計画」が今年度に最終年度を迎えることから、本県の状況とひとり親家庭を取り巻く環境変化をふまえ、次期計画を策定します。

③ ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーは、家庭内のプライベートな問題であることから、表面化しにくく、周囲が把握しにくいという課題に加えて、子ども自身や家族、周囲の大人がヤングケアラーという問題を認識していないという課題もあるため、ヤングケアラー・コーディネーターによる出前講座を実施するなど、ヤングケアラーの認知度向上に取り組むとともに、今年度は子ども向けに啓発ハンドブックを作成し、ヤングケアラーの早期把握につなげていきます。

また、ヤングケアラーがいる家庭への家事援助等に活用可能な補助金を市町に交付するほか、学校や医療、福祉等の関係機関が連携し、一人ひとりに寄り添った支援を届けられる体制の整備を進めていきます。

4 発達支援が必要な子どもへの支援

(1) 現状と課題

発達障がいやその支援の必要性に対する認識が高まっており、今後も発達支援へのニーズが増加すると予想される中、子ども心身発達医療センターを拠点に子どもの発達支援の充実に向けて取り組んでいます。

発達障がいに係る診療ニーズの高まりを受け、子ども心身発達医療センターでは、地域の医療機関とのネットワークの構築と役割分担を進めるため、地域の小児科医等を対象とした発達障がいに関する連続講座を開催し、地域との連携による支援体制の構築に向けて取り組みました。

令和5年度には、初診の予約方法について電子申請を導入し、24時間申込可能としたほか、予約可能な期間を3か月ごととするなどの改善を行いました。引き続き初診までの待機期間等の状況を注視しながら、さらなる改善に向けて検討する必要があります。

また、継続した取組として、市町における保健・福祉・教育の機能を一元化した総合窓口の整備促進や、市町の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」の養成（令和5年度は4名を養成）、発達障がい児等への早期支援ツール「CLM※と個別の指導計画」の保育所等への導入の促進など、発達に課題のある子どもへの早期支援体制の整備を図ってきました。

今後も、地域での支援体制を充実できるよう取り組む必要があります。

※CLM (Check List in Mie)

幼稚園・認定こども園・保育所に通う発達障がい児等の行動等を観察し、「個別の指導計画」を作成するために、旧あすなろ学園が開発したアセスメントツール。

(2) 今後の予定

① 医療体制の向上

子ども心身発達医療センターにおいて、初診までの待機期間の改善に向けて、医師の確保や人材育成に取り組むとともに、初診待機中の患児・家族へのアセスメントを強化し、市町のみえ発達障がい支援システムアドバイザーや地域の療育機関等につなげることで、待機期間中の症状の重篤化を防ぐ取組を実施するなど、専門性の高い医療、福祉サービスの提供を維持していきます。

また、地域の小児科医等を対象とした連続講座を開催するなど、地域における診療体制の確保・充実を図るとともに、電子申請による初診予約について、引き続き改善に努めていきます。

② 地域での支援体制の整備

引き続き、みえ発達障がい支援システムアドバイザーの養成や、保育所・幼稚園・小学校等における「CLMと個別の指導計画」の活用など、身近な地域における途切れない支援体制の充実に向けて取り組んでいきます。

5 DV防止対策の推進

(1) 現状と課題

県内の女性相談窓口の相談件数は、ここ10年間で約3,300件から4,400件の間で推移しており、令和5年度は3,489件となりました。

相談内容は、夫等からのDVに関する相談が約4分の1を占めるほか、生活困窮をはじめとする経済的な問題や住居の問題など、多岐に渡っています。

そのため、県では、女性相談支援センター（旧女性相談所）や福祉事務所に配置している女性相談支援員（旧女性相談員）を中心とした電話相談や対面による相談に加えて、24時間相談を受け付けるSNS相談を実施するなど、社会情勢の変化に応じた相談環境の整備に努めています。

また、女性相談支援センターにおいて一時保護する女性が児童を同伴している割合は、令和元年度以降、約4～7割と高くなっており、同伴児童は面前DVによる心理的虐待や、保護された女性と同様に身体的虐待を受けている事例があることから、センターに同伴児連絡調整員を配置し、児童相談所や児童福祉施設等の関係機関との連携強化を図っています。

令和5年度は、女性相談支援員の相談対応スキルの向上のため、DV加害者が暴力に至る要因として相関が強いアルコール等各種依存症に対する理解と支援や、一時保護の初期対応手順などを学ぶ実践的な研修を行いました。

今後も、相談対応の充実や相談窓口の啓発に一層取り組むとともに、女性が抱える課題はDV以外にも多様化、複合化していることから、県内の実態をふまえて新たな女性支援の枠組みを構築する必要があります。

(2) 今後の予定

① 相談対応の充実

女性相談支援センター等において、各種相談に丁寧に対応するとともに、同伴児連絡調整員の活用によるDV被害者等が同伴する子どもへの支援の充実や、女性相談支援員の人材育成に取り組めます。

また、相談を必要とする人に、相談窓口の情報がより届きやすくなるよう、市町の窓口をはじめハローワークやフレンテみえなどにミニカード等を配架し、周知啓発に取り組めます。

② DV防止・困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画の策定

令和2年3月に策定した「三重県DV防止及び被害者保護・支援基本計画（第6次計画）」（令和2～6年度。「以下「県DV防止計画」という。）が今年度に最終年度を迎える一方で、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「困難女性支援法」という。）が施行されたことに伴い、DV被害のほか、女性をめぐるさまざまな課題の解消に向けて、県DV防止計画と困難女性支援法に基づく基本計画が一体となった「三重県DV防止及び被害者保護並びに困難な問題を抱える女性への支援のための基本計画（仮称）」を策定します。

項 目	(4) 幼児教育・保育の充実	子どもの育ち支援課
1 幼児教育・保育サービスの充実と放課後児童対策等の推進 (1) 現状と課題 地域で安心して子育てができるよう、保育所等の待機児童解消や保育士の確保・離職防止のため、施設整備や職場環境を改善する市町等の取組を支援しています。あわせて、幼児教育・保育の質の確保と向上に向けて、保育士等の専門性を高めるための研修等を実施しています。 令和5年4月1日時点で、県内で103人の待機児童が発生し、その全てが多くの保育士を配置する必要がある0～2歳の低年齢児であることから、保育士の確保が課題となっており、令和6年4月から保育士の配置基準が改正されたことから、さらなる保育士の確保が必要です。このほか、医療的ケア児への支援、外国につながる子どもの増加や多国籍化、文化の違い等の課題にも適切に対応していく必要があります。 令和4年度に現役保育士や保育士養成施設の学生を対象にアンケート調査を行った結果、現役保育士からは、職員の増員や給与・賞与等の改善などの処遇改善を求める声が多くあげられるとともに、学生からは、中学校卒業までの時期に保育士としての就労希望を持った割合が全体の7割を超えることがわかりました。そのため、令和5年度は、保育士等キャリアアップ研修をオンラインで実施（修了者2,356人）するとともに、「三重県保育士・保育所支援センター」のウェブサイト「みえのほいく」で保育の仕事の魅力を発信しました。 今後も、保育士の資質向上と処遇改善に係る取組や保育士確保に向けた情報を提供していく必要があります。 令和5年度に県内の認定こども園で発生した不適切保育事案を受けて、不適切保育の未然防止を図ることを目的として、保育士等を対象とした研修会を津、伊勢、四日市の3会場（約150人が受講）で実施するとともに、録画した動画の配信を行いました。 引き続き、職員の人権意識の向上を図り、不適切保育の再発防止を徹底する必要があります。 このほか、放課後の子どもの居場所としての放課後児童クラブや放課後子ども教室の整備・運営等に対する取組や、子どもが病気になったときに子どもを預けることができる病児保育等の取組について、市町を通じて支援しています。		

引き続き、地域の子育て支援の実施主体である市町の「子ども・子育て支援事業計画」を着実に推進するため、「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」（令和2～6年度）に基づき、必要とされる保育の「量」の拡充、幼児期の学校教育・保育の「質」の向上、地域の子ども・子育て支援の充実を図っていく必要があります。

（２）今後の予定

① 保育の量的拡大および確保

保育所等の待機児童の解消に向けて、保育所等の整備を支援するとともに、低年齢児保育を充実するための保育士加配に取り組む市町に対する支援を拡充します。

また、保育士をめざす学生に対する保育士修学資金の貸付や新任保育士が就業継続するための研修を行うとともに、保育補助者の活用やＩＣＴの導入など、保育所等における職場環境の改善を支援するほか、潜在保育士等の就労促進を支援します。

さらに、ウェブサイト「みえのほいく」の充実を図り、就労を希望する保育士への求人情報や研修事業、保育所等の情報をきめ細かく発信します。

あわせて、令和4年度に実施した現役保育士や保育士養成施設の学生へのアンケート調査の結果をふまえ、効果的な保育体験の機会の確保に努めるとともに、保育の仕事の魅力について広く発信します。

② 幼児教育・保育の質の確保と向上

幼稚園教諭や保育士等の専門性を高め、処遇改善の要件となっているキャリアアップ研修を実施することで、保育現場におけるリーダー的職員の育成および資質向上を推進します。

また、外国につながる子どもを含め、家庭環境に対する配慮が必要とされる児童が多数入所している私立保育所等に対し、保育士を加配する取組を支援します。

③ 不適切保育の再発防止

引き続き、人権に関する研修を行うとともに、新たに県内の私立保育所等に対して、臨床心理士等の保育士支援アドバイザーや社会保険労務士が現地に赴いて相談支援を行うアウトリーチ支援事業を実施するなど、保育の質の向上や働きやすい職場環境の整備を図っていきます。

④ 地域の子ども・子育て支援の充実

放課後児童クラブや放課後子ども教室の施設整備、運営への支援を行い、放課後における児童の健全育成に努めます。

また、放課後児童支援員の資格認定研修について、多数の児童が利用する夏休みまでに資格取得が間に合うよう、受講期間を設定して実施するとともに、低年齢児の保育を行う地域型保育の家庭的保育者や放課後児童クラブの補助員となる子育て支援員の研修等についても、引き続きオンラインによる研修を実施するなど、受講しやすい環境づくりに取り組めます。

さらに、病児保育の運営や施設整備への支援を行い、地域の保育環境の整備を推進します。

⑤ 次期子ども・子育て支援事業支援計画の策定

「第二期 三重県子ども・子育て支援事業支援計画」が今年度に最終年度を迎えることから、引き続き地域の実情に応じて質の高い教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供するため、これまでの取組や市町の次期「子ども・子育て支援事業計画」の内容をふまえ、次期計画を策定します。

項 目	(5) 児童虐待の防止と社会的養育の推進	児童相談支援課 家庭福祉・施設整備課
1 児童虐待防止の推進 (1) 現状と課題 県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4年度は2,408件と過去最多となり、平成30年度以降2,000件を超える高い水準で推移しています。 県では、増加する虐待相談に対応するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職を確保するなど、児童相談所の体制強化を進めてきたところですが、令和5年5月に児童相談所が関与していた児童が死亡する事案が発生しました。 このため、令和6年3月に取りまとめられた第三者の検証委員会からの提言もふまえ、児童相談体制の強化や関係機関との連携強化、専門人材の育成など、再発防止に向けて一層取り組む必要があります。 あわせて、令和2年7月から県内全ての児童相談所で運用を開始しているAⅠを活用した児童虐待対応支援システムのさらなる精度向上や、SNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、外国につながる子どもを含め、子どもの安全を最優先に考えて的確な児童虐待対応に取り組む必要があります。 また、市町の児童相談体制の強化や要保護児童対策地域協議会との連携強化に取り組むとともに、改正児童福祉法において、令和6年度から市町への設置が努力義務とされた「こども家庭センター」の設置を促進する必要があります。 一時保護所や児童養護施設入所児童、里親等委託児童の権利擁護について、専任のコーディネーターを配置し、権利についてまとめた冊子「子どもの権利ノート」や「子どもの権利擁護手紙」を配付するとともに、一時保護所にアドボケイト（代弁・擁護者）を派遣し、子どもが意見表明できる環境整備を図りました。 今後も、子どもの意見形成や意見表明への支援に取り組む必要があります。 (2) 今後の予定 ① 児童相談所における体制強化 児童相談所における対応力を強化するため、児童福祉司や児童心理司等の専門職の確保を着実に進めるとともに、AⅠ技術の活用によるリスクアセスメントのさらなる精度向上を図るほか、一時保護等に係る迅速な意思決定により、子どもの安全を確保します。 また、身近な相談ツールとしてSNSを活用し、子ども等が相談しやすい環境を整え、児童虐待通告、子育て相談等に対応することにより、虐待の予防、早期発見および早期対応を強化します。		

さらに、外国につながる子どもへの支援について、引き続き児童相談所へ外国人支援員を配置し、NPOと連携して外国人コミュニティに寄り添い、外国につながる子どもの虐待防止に努めます。

② 専門人材の育成

増加する虐待相談への対応に加え、死亡事例の検証を行った第三者の検証委員会から児童相談所職員の人材育成の必要性について提言があったことをふまえ、職員の専門性の向上を図るため、人材育成計画を策定します。

③ 関係機関との連携強化

市町の児童相談体制の強化に向けて、各地域の実情に応じて適切な相談体制を整備できるよう、市町職員のスキル向上のための人材育成支援の充実を図るとともに、新たに「市町支援コーディネーター」を配置し、市町の要保護児童対策地域協議会の運営・連携強化を図ります。

また、こども家庭センターの設置促進に向けて、センターの中心となる統括支援員に対する研修を行い、各市町の取組を支援します。

④ 子どもの権利擁護

児童養護施設や市町の職員を対象にアドボカシーに関する研修を実施するほか、一時保護所等入所児童に対して、「子どもの権利ノート」を配付するとともに、心理的負担を軽減するため、アドボケイトによる訪問面接を行うなど、子どもの権利擁護を重視した取組を充実します。

2 社会的養育の推進

(1) 現状と課題

令和2年3月に策定した「三重県社会的養育推進計画」（令和2～令和11年度）に基づき、里親支援業務を包括的に実施するフォスタリング機関を県内に4か所設置し、里親制度の普及啓発等を行いました。

今後も、里親委託の推進に向けてフォスタリング機関の整備を進めるとともに、里親家庭よりケアニーズが高い児童が委託されることが多いファミリーホームについて、職員体制を充実させる必要があります。

また、施設養育においても家庭的な環境を提供できるよう、児童養護施設等の小規模グループケア化や地域分散化等を推進するとともに、施設職員の負担軽減や人材確保を行い、体制強化を進める必要があります。

さらに、施設入所児童の家庭復帰に向けては、親子関係の再構築を図るため、保護者支援の充実に取り組む必要があります。

児童養護施設や里親家庭等で暮らす子どもは、社会経験の乏しさや虐待を受けた影響による自己肯定感の低さなど、さまざまな困難を抱えています。

社会的養護からの自立を控える子どもや生活基盤がぜい弱なケアリーバー（社会的養護経験者）は、厳しい生活環境に追い込まれることが懸念されるため、当事者の孤立を防ぎ、自立できる環境を整備する必要があります。

児童相談所や県内唯一の児童自立支援施設である国児学園について、施設の老朽化が進んでいることから、入所児童の生活環境の改善に取り組む必要があります。

(2) 今後の予定

① 次期社会的養育推進計画の策定

「三重県社会的養育推進計画」の前期（令和2～6年度）が今年度に最終年度を迎えることから、計画の進捗状況を基に、県内の社会的養育関係者等と丁寧な意見交換を行いながら、国の策定要領に基づく次期計画を策定します。

② 里親委託の推進および施設の多機能化

家庭的養育の推進に向けて、里親リクルートから里親研修、子どもとのマッチング、里親委託中から委託解除後までの包括的な支援を実施するフォスタリング機関の整備を進め、関係者と連携して里親制度を多角的に普及啓発するとともに、里親の新規開拓や里親の養育技術の向上等の取組を進めます。

あわせて、ファミリーホームについて、職員体制の整備に向けた補助を行います。

また、施設入所児童に対する家庭的ケアの充実に向けて、施設の小規模グループケア化・地域分散化等の推進や、施設機能の高度化とこれまでのノウハウを活かした多機能化に向けた取組を支援するとともに、児童自立支援施設、児童心理治療施設等と連携し、児童一人ひとりの特性に応じた適切な支援を行います。

あわせて、施設におけるICT化の推進に対して補助を行い、施設職員の負担軽減を図るほか、一時保護専用施設を有する児童養護施設等の人材確保を図るための補助金を創設します。

さらに、児童の家庭復帰に向けた家族再統合支援等を行うため、保護者支援プログラムを実施します。

③ 施設入所児童等の自立支援

里親家庭や児童養護施設等から退所を控えた子どもやケアリーバーに対して、施設入所中から退所後における自立に向けた切れ目のない支援体制を整備するとともに、児童養護施設等施設職員の人材育成に取り組めます。

④ 児童相談所および児童自立支援施設的环境改善

入所児童の生活環境の改善を図るため、老朽化が進む北勢児童相談所の一時保護所および国児学園の寮舎等の建替えに向けた基本計画の策定や設計などを進めます。

項 目	(6) 結婚・妊娠・出産の支援	少子化対策課 子どもの育ち支援課
1 出会いの支援 (1) 現状と課題 未婚化、晩婚化が少子化の大きな要因となっている中、結婚を希望する人の未婚理由として「出会いがない」、「理想の相手に出会えていない」が上位となっていることから、出会いの支援等を通じ、結婚したいという希望の実現に取り組むことが必要です。 県では、平成 26 年度に「みえ出逢いサポートセンター」（以下「センター」という。）を設置し、結婚を希望する人への相談対応や出会いイベントに関する情報提供、市町と連携した広域的な出会いの機会の創出等に取り組んできました。令和 5 年度には、センターのサテライト拠点を南勢地域に新設するとともに、県内 3 地域に専属のコンシェルジュを配置して体制を強化したほか、結婚を希望する人同士のマッチングをボランティアで担う「みえの縁むすび地域サポーター」による「1 対 1 の引き合わせ」を開始したところです。 センターに寄せられる相談は年間 3,500 件を超え、「1 対 1 の引き合わせ」利用者の募集においても、応募多数のため締切を繰り上げるなど支援を求める人は多いことから、丁寧な相談対応や多様な出会いの機会の創出に一層取り組む必要があります。 (2) 今後の予定 ① 地域における出会い支援の推進 引き続き、センターの利用を促進し、結婚を希望する人への相談支援や出会いイベントに関する情報提供を行うほか、市町との連携による出会いの機会の創出等に取り組めます。 また、「みえの縁むすび地域サポーター」の活動を広げながら、結婚を希望する人同士の「1 対 1 の引き合わせ」に取り組むとともに、従業員の結婚を応援する企業等による出会いの機会の創出を支援します。 さらに、若い世代を中心にマッチングアプリが普及している状況をふまえ、安心・安全な婚活に関する啓発を実施します。		

2 ライフデザインの促進

(1) 現状と課題

核家族化や地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが家庭を築くことや、家庭生活・家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。医学的に正しい知識を身につけていないことにより、結果として妊娠・出産の希望がかなわないことは避ける必要があります。

そのため、県では、思春期世代や若年層のライフデザインの促進に向けて、令和5年度は産婦人科医会と連携し、県内の大学や企業に対してアドバイザーを派遣し、ライフプランに関する講座を実施（大学935人参加、企業179人参加）するとともに、養護教諭等を対象に、思春期の子どもやその家族が抱える性に関する課題解決に向けた支援方法等を学ぶ「思春期保健指導セミナー」を開催しました（参加者199人、うち養護教諭47人）。

また、より早い段階からライフプランを考える教育が必要であることから、小学生やその保護者に向けたパンフレットを、産婦人科医会と連携して作成しました。

引き続き、子どもを含めた若い世代に自らのライフプランを考えてもらうため、妊娠・出産や性に関する正しい知識を得る機会や家庭生活、家族の大切さを考える機会を提供することが必要です。

あわせて、思春期の性の悩みや予期せぬ妊娠、妊婦健診未受診などの悩みを抱える若年層の専門相談体制として、妊娠レスキューダイヤル「妊娠SOSみえ」による電話相談やSNS相談を実施しました。

令和5年度の相談件数は合計750件で、SNS相談件数は年々増加していることから、より相談しやすい体制づくりとともに、相談窓口の周知に取り組む必要があります。

(2) 今後の予定

① ライフデザインの促進

引き続き、大学生や企業の若手従業員に対し、妊娠・出産や性に関する医学的情報に加えて、子育てと仕事の両立等の「働き方」を含めた総合的な情報を提供することで、自らのライフプランを考えるきっかけとなるよう、アドバイザーの派遣や思春期保健指導セミナーの開催など、関係機関・団体と連携して教育や普及啓発に取り組めます。

また、小学生やその保護者向けに、新たに作成した啓発パンフレットを活用した取組を進めます。

② 若年層が相談しやすい体制の整備

予期せぬ妊娠や妊婦健診未受診、さらには妊娠期からの虐待予防対策として、引き続き、妊娠レスキューダイヤル「妊娠ＳＯＳみえ」において、電話相談やＳＮＳ相談を実施し、妊娠等について悩みを抱える若年層が相談しやすい体制の整備や相談窓口の一層の周知啓発を行うとともに、医療機関受診の同行支援や妊娠判定費用の補助など、相談者に寄り添ったきめ細かな支援を実施します。

3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(1) 現状と課題

令和4年4月から不妊治療は保険適用となりましたが、自己負担額を理由に治療をあきらめることがないよう、保険適用外の先進医療等に対して県独自の助成制度を創設し、市町と連携のうえ支援を実施しています。

また、不妊や不育症に悩む人への精神的支援について、「三重県不妊専門相談センター」において相談対応を行っており、令和5年度は延べ208件の電話相談に対応するとともに、当事者目線で寄り添った支援を行うため、不妊ピアサポーターを活用した当事者同士の交流会を実施しました。

今後も、不妊ピアサポーターへのフォローアップ講座を開催してサポーターの知見を深めるとともに、身近な地域での寄り添った相談支援が必要です。

さらに、仕事をしながら不妊治療を受ける人が増加している一方、職場における理解が進まず、不妊治療と仕事の両立に悩む人がいることから、令和元年度に締結した労使や医療などの関係団体による連携協定に基づき、講演会やセミナーを開催するとともに、企業内で当事者に寄り添った支援ができる人材を養成するため、不妊症サポーター養成講座を開催し、令和5年度は38名を養成しました。

引き続き、企業における体制の整備を支援するなど、不妊治療と仕事の両立に向けた取組が必要です。

加えて、小児、思春期、若年がん患者が、がん治療前に行う妊孕性温存治療費への助成について、国の助成制度を活用しつつ、従前の県の助成基準を維持できるよう、令和5年度は21件の助成を実施しました。

引き続き、経済的な理由で妊娠の可能性をあきらめることがないよう、妊孕性温存治療への支援が必要です。

(2) 今後の予定

① 経済的支援

引き続き、市町と連携し、県独自の特定不妊治療費助成事業を実施し、経済的な理由で治療をあきらめることがないよう支援します。

② 精神的支援

不妊や不育症に悩む人の精神的負担を軽減するため、不妊専門相談センターにおいて専門相談を実施するとともに、不妊ピアサポーターを活用した身近な地域での当事者同士の交流会を開催します。

③ 仕事との両立支援

不妊治療と仕事の両立に向けて、連携協定に基づき企業向けセミナーを開催するとともに、企業に専門的なアドバイザーを派遣して職場環境の体制整備を支援することにより、企業における機運醸成が進むよう取り組みます。

④ 妊孕性温存治療への支援

小児、思春期、若年のがん患者が、将来子どもを産み育てる希望がかなえられるよう、妊孕性温存治療に対して県独自の上乗せ助成を行います。

4 切れ目のない妊産婦・乳幼児ケアの充実

(1) 現状と課題

少子化・核家族化や地域社会でのつながりの希薄化などにより、妊産婦や育児中の親の孤立が問題となる中、県では、三重県の母子保健計画である「健やか親子いきいきプランみえ（第2次）」（平成27～令和6年度）に基づき、子どもを産み、育てる人にいつも寄り添い、全ての子どもが健やかに育つ三重の実現をめざして取組を進めています。

県内のどの地域においても、妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児の支援体制「出産・育児まるっとサポートみえ」の取組として、市町母子保健事業の現状把握、課題整理や地域の実情に応じた体制整備等について支援を行っています。また、身近な地域で相談支援の中心を担う母子保健コーディネーターについて、研修会の開催により令和5年度は新たに30人を養成するなど、人材育成を行っています。

今後も、各市町の母子保健体制の核となる人材の育成に取り組むとともに、全ての市町で実施されている産婦健診について、その結果を活用した切れ目ない支援を行うための仕組みづくりが必要です。

令和4年度から始まった国の出産・子育て応援交付金事業について、全ての妊婦・子育て家庭に対して、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する市町を支援するため、令和5年度は、各市町が利用可能なデジタル給付の仕組みを構築しました。

今後も、市町の円滑な事業の実施に向けて、必要な支援に取り組む必要があります。

妊産婦は自身のみならず、胎児や新生児の健康等に強い不安を抱えており、家族等の支援を得られず孤立する人も少なくないことから、令和5年度から母子生活支援施設を活用し、さまざまな不安を抱える妊産婦に対して休息の場を提供し、助産師等が専門的なケアや助言を行う「妊産婦のほっとスポット構築モデル事業」を実施しています。

今後も、妊産婦に寄り添った広域的な支援体制づくりが必要です。

予防可能な子どもの死亡を減らすため、令和2年度から国のモデル事業を継続しているCDR※について、提言が行われるとともに、その検証から得られた予防策をふまえ、各部局と連携して取組を進めました。

引き続き、予防可能な子どもの死亡を減らすため、検証事業を継続する必要があります。

※CDR (Child Death Review)

子どもの死亡検証(CDR)は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家が子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関するさまざまな情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的としている。

(2) 今後の予定

① 次期母子保健計画の策定

「健やか親子いきいきプランみえ(第2次)」が今年度に最終年度を迎えることから、現行計画の目標の達成状況や関連する取組の実施状況などについて最終評価を行うとともに、本県の母子保健を取り巻く環境の変化や残された課題についての検証を行い、次期計画を策定します。

② 妊産婦から子育て家庭への切れ目のない支援

引き続き、県内のどの地域においても妊産婦や乳幼児に必要なケアが継続的に提供され、ワンストップで利用できる体制づくりに取り組みます。

また、母子保健コーディネーターの養成や母子保健担当者の研修を実施し、母子保健事業の核となる人材育成に取り組むほか、産婦健診の結果を活用し、妊娠届出時から産後の継続した視点での評価検討を行うとともに、関係機関と連携して産前産後の支援体制の強化につなげます。

さらに、全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊娠時から出産、子育てまでの一貫した伴走型の相談支援と経済的支援を一体的に実施する市町に対して、交付金を交付します。あわせて、県において構築したデジタル給付の仕組みを通じて、妊婦・子育て世帯への給付が効率的に行われるよう、市町に対する支援を行います。

加えて、心身の不調や育児不安等がある妊産婦に対して、母子生活支援施設や助産師を活用し、心身のケアや育児サポートなどを広域的に行うほっとスポット構築モデル事業を引き続き実施します。

③ 予防可能な子どもの死亡検証

予防可能な子どもの死亡を減らすため、引き続き関係者と協力して子どもの死亡事例の検証を行い、効果的な予防策を検討します。